## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の				
	の名称	存続				
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目	法人事業税:義(地方税 12)				
	② 上記以外の 税目	なし				
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】  【単独·主管·共管】				
4	内容	《現行制度の概要》				
		医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に				
		提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法				
		人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る				
		所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。				
		《要望の内容》				
		医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400				
		万円を超える金額について軽減措置を存続する。				
		《関係条項》				
		地方税法第 72 条の 24 の7				
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課				
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和7年8月				
	,象期間 	分析対象期間: 平成 29 年~令和 12 年度				
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設				
	\ <del>\</del>	毎年要望の結果、存続				
8	適用又は延長期間	恒久措置				
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等びその根拠	地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例				
		措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行				
		い、いって心域の文だい。他似いな区家提供体制の金属 加力で図る。				
		《政策目的の根拠》				
		医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公				
		共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の				
		確保を図る」ことが規定されている。				
		(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に   基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が				
		葢 プヒ、国氏に対し、良貞が フ៉過切な医療を効率的に提供する体制が   確保されるよう努めなければならない。				
	②政策体系に	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康				
	おける政策目的の位置	づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備				
	付け	応東人日標   地域において必要な医療を提供できる体制を登開   すること				
	1317	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	施 策 目 標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)
	④ 政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10 有効性等	① 適用数	令和 12 年度 19,547 件/年 令和 11 年度 18,542 件/年 令和 10 年度 17,537 件/年 令和9年度 16,533 件/年 令和8年度 15,520 件/年 令和7年度 14,523 件/年 令和6年度 13,519 件/年 令和6年度 12,428 件/年 令和4年度 12,904 件/年 令和3年度 10,994 件/年 令和2年度 6,438 件/年 令和元年度 7,020 件/年 平成 30 年度 6,773 件/年 平成 29 年度 6,904 件/年 【算定根拠】 税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和6~12 年度については平成 29~令和5年度から得られた医療 法人数に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推 計した医療法人数により推計。
	②適用額	③減収額参照 【算定根拠】 ③減収額参照
	③ 減収額	令和 12 年度 税額 8,869 百万円 令和 11 年度 税額 8,313 百万円 令和 10 年度 税額 7,757 百万円

税額 7,201 百万円 令和9年度 税額 6,645 百万円 令和8年度 令和7年度 税額 6,089 百万円 令和6年度 税額 5,533 百万円 令和5年度 税額 4,463 百万円 令和4年度 税額 5,740 百万円 税額 3,678 百万円 令和3年度 令和2年度 税額 2,612 百万円 令和元年度 税額 2,490 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円

## 【算定根拠】

地方税法に基づく適用実態調査結果

- ※令和3~5年度は第 217 回国会提出 地方税における税負担軽減 措置等の適用状況等に関する報告書より。
- ※令和2年度は第 213 回国会提出 地方税における税負担軽減措置 等の適用状況等に関する報告書より。
- ※令和元年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置 等の適用状況等に関する報告書より。
- ※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措 置等の適用状況等に関する報告書より。
- ※平成 29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措 置等の適用状況等に関する報告書より。
- ※令和6~12 年度については平成 29~令和5年度の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。

## ④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》

地域における医療提供体制が維持されている

地域にあける医療提供体制が維持されている。						
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	
開設者が						
医療法人の	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364	
医療機関数						
	R 4	R 5				
開設者が						
医療法人の	67,866	69,052				
医療機関						

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成30~令和5年 医療施設調査参照(各年10月1日現在)

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置の適用により、平成 29 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364

				医生生工					
				医療法人の 医療機関数					
				<b>巴</b> ····································	R 4	R 5	R6	R7	R8
				開設者が					
				医療法人の	67,866	69,052	70,223	71,461	72,699
				医療機関					
					R9	R 10	R 11	R 12	
				開設者が					
				医療法人の 医療機関	73,936	75,174	76,412	77,650	
				<b>区</b> 惊悚闲					
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成30~令和5年 医療施設調査参照(各年10月1日現在) ※令和6~12年は平成29~令和5年の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》					
		(5)	税収減を是 認する理由 等	医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成29年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。					
11	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。 「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬とい					
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担						
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	_					

12	有識者の見解	_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和6年8月(厚労 06)